性暴力被害者の支援における課題(第1報) ~法的制裁の課題~

辻龍雄

つじ歯科クリニック NPO法人山口女性サポートネットワーク NPO法人山口被害者支援センター

Effective Support for Victims of Sexual Violence Requires Changes in the Law. First Report

Tatsuo Tsuji

Tsuji Dental Clinic NPO Yamaguchi Support Network for Women NPO Yamaguchi Victim Support Center

要約

我々は13例の性暴力の事例を検討し、 3群に分類されることを示した。いずれも刑法で加害者を処罰し、被害者を保護するべき事例であるが、3群の中では性暴力を 1 度だけ受けた事例群(1 群)だけが刑法によって保護されるように見える。家庭内で幼い頃から性暴力被害を受けてきた事例(2 群)や、心理的拘束などによって長期間にわたり性暴力被害を受けてきた事例(3 群)は強姦とはみなされず、刑法での処罰は困難で、民法でも容易ではない。今回、第 1 報として、日本社会の中で隠され、法によって保護されていない性暴力被害者が存在することを問題提起する。

キーワード:性犯罪、性暴力、性的虐待、心理的拘束

Abstract

It is well known that sexual violence takes several forms throughout the world. We examined thirteen (13) cases of sexual violence that revealed three categories of act sexual coercion that should be crimes. But only the one-time act of rape (group 1) is recognized in the law and prosecuted. In contrast, sexual violence against children in families (group 2), and extended sexual exploitation through psychological manipulation (group 3), are not considered "rape" and are difficult or impossible to prosecute. The first step in addressing this problem is to understand and define the common types of sexual violence that largely remain hidden in Japanese society and law. Key Words: sexual crime, sexual violence, sexual ill-treat, psychological manipulation

I はじめに

日本では、年間、強姦は1,500件前後、強制わいせつは7,000件前後認知されている¹⁾。しかしながら、警察が認知し訴追された事件は、ごく一部であると推察されている。性暴力の実態は、性暴力被害者が自らの経験を語る形で徐々に明らかにされつつある。小林は被害を受けた後に性暴力被害者支援活動を展開し、相談を受けた2,294人の性暴力被害者の中で警察に届け出た人は120人、そのうち加害者が逮捕起訴されたのは30人であったと2010年に述べている²⁾。この報告をみると、加害者逮捕に至るのは、性暴力事件のわずか1,3%という結果となる。

2008 年に行われた内閣府による「男女間における暴力に関する調査 IV異性から無理やりに性交された経験(女性のみ)」 $^{3)}$ をみると、女性(1,675 人)に、これまで異性から無理やりに性交されたことがあるかの質問に対して、「1回あった」という人が 3.1%、「2回以上あった」という人が 4.2%で、被害経験のある人は 7.3%であった。実に 1,675 人中の 122 人が性的自己決定権を侵害されていることになる。

これらの報告をみると、日本では、ほとんどの性犯罪 は立件されておらず、法的責任を追及されていない。

これだけ多数の被害者がいながら、性暴力の犯行の実態は、いまだ十分に明らかにされているとはいえない。その背景には、性暴力の被害体験を言ってはいけない、黙っておかないと家族に迷惑をかける、私だけが我慢していればいいのだ、と被害者に思わせる無言の世間の圧力のようなものがあるようにみえる。また、被害者も学術的な視点からであっても、"とても言えない"自らの体験を分析されることを忌避してきたかのようにも思える。

家庭内での幼い頃からの長期間に及ぶ性的虐待となると事態はさらに深刻となる。高松4)は、1999年に「性的虐待は日本には長いこと『ない』ことになっていました。本当は見えていたのに、それが見えなかったのです。あるいは見るのが怖くて、正しく見る勇気が持てなかったのです。」と述べ、性暴力に取り組む姿勢を「見えないものを見る」という言葉で表現した。この問題に取り組むには、日本社会からのそんなことを取り上げて、という暗黙の拒絶を覚悟しなければならない。

今回、自験例13例の諸相から性暴力のありようを検討し、日本の刑法では保護されていないタイプの性暴力が存在していることを第一報として報告し、問題提起したい

Ⅱ 対象と方法

1997年から2005年までの8年間に、筆者が個人的に相談を受けた事例を元にした。次のような倫理的配慮を行った。個人情報が特定されないように匿名化し、被害状況がかけ離れない程度に変更を加えた。7年以上前の事例を対象とし、最近の事例は除外した。なお、ここに述べている事例は、筆者が所属しているDV被害者支援団体である NPO法人山口女性サポートネットワークとNPO法人山口被害者支援センターの活動とは無関係であることをあらかじめ付記しておく。

Ⅲ 結果

1. 事例の概要

今回、分析の対象とした事例は、以下の13例である。 事例1. 18歳専門学校生。夜8時頃、自動車学校の教官 がアパートを訪問してきた。そのまま部屋に押し入 られ強姦された。自分に落ち度があると思い、親にも 言えず、警察にも届け出ていない。

事例2. 19歳大学生。夜アパートに大学の同級生が訪ねてきた。室内に通したところ強姦された。大学教官に相談したが、表沙汰にしない方がいいという趣旨の助言をされ、警察には届け出ていない。

事例3. 21歳大学生。深夜1時頃、車の運転席から道を 尋ねられ運転席に近付くと、背後から男二人によって 車に押し込められた。三人から輪姦され妊娠。その後 自然流産。心身ともに体調を崩し、大学に行けなくな り留年。警察は女性警察官による事情聴取を手配した が、大学教官から警察には行かない方がいいという趣 旨の助言をされて届け出ていない。

事例4. 24歳会社員。夜帰宅途中で強姦される。心身ともに体調を崩し仕事を辞めた。両親とともに数度の警察の事情聴取を受けたが告訴しなかった。事件後体調を崩し長期間内科医に通院していたが、妊娠に気がついたのは日本で中絶が禁止されている23週であった。

事例 5. 51歳主婦。自宅の庭をガーデニングで開放していた。何度か訪れていた男性から自宅で強姦される。 警察に届け出たが、夫や娘に知られることを恐れ告訴 はしなかった。

事例 6. 30歳ホステス。店の客の社長から自社に勤めないかと誘われ、休日に会社を訪問した際に強姦された。警察には届け出ていない。

事例7. 27歳無職。実父によって 9歳から性暴力を受けていた。親元を離れた後、弁護士に相談したが、そんなに長期間ではと言われ民事訴訟を諦めた。実父に居場所を知られることを恐れて住民票を現住所に移すことができず、就労に支障をきたしている。

事例8. 24歳無職。幼少期に近所に住む母の弟(叔父) からの継続的な性暴力被害。結婚を前に家族に打ち明 けた。

事例9. 13歳中学生。継父からの性暴力。その後両親は離婚したが、高校の帰宅時に元継父が出没するため、福祉事務所に相談した。

事例10. 24歳会社員。職場で知り合った50代後半の男性。1年に及ぶ性暴力被害。体調を崩し実家に戻り入院。病院内で自殺未遂。精神科医による診断は PTSD。

事例11. 17歳高校生。通信媒体を介して知り合った67歳の男性。1年に及ぶ性暴力被害。自殺未遂数回。過食吐き戻しの症状あり。精神科医診断PTSD。民事勝訴。

事例12. 21歳会社員。知人の50代前半の男性。1年に及 ぶ性暴力被害。仕事は退職。過食吐き戻しの症状あ り。精神科に受診、医師による診断はPTSD。自殺未遂 数回。民事勝訴。

事例13. 24歳の知的障害の女性。知的障害者を雇用する

70歳の事業主。小学5年生から 24歳になるまで日常的 に性行為を強要されていた。事件発覚後、事業主は準強姦罪で逮捕され、懲役3年6ヵ月となった。

2. 特性による分類

事例13例をみると、1群:単発性の性暴力6例(事例 $1\sim6$)、2群:家族や親族からの家庭内性暴力3例(事例 $7\sim9$)、3群:長期間継続された性暴力4例(事例 $10\sim13$)に分類された(表1)。

1群の特徴は、性的被害の頻度は1回であることである。そのうち2例は加害者が「見知らぬ人」であり、いわゆる行きずりの犯罪に巻き込まれたという事例であるが、4例は、仕事上あるいは環境上で接触経験のある「顔見知り」の関係であった。

2群の特徴は、加害者が家族・親族であり、児童虐待から本人の望まない性関係が長期間にわたって継続している群である。

3群の特徴は、加害者が他人であるが、本人の望まない性関係が1年以上にわたって継続した群である。4事例中3事例が、被害者の自殺未遂をきっかけに発覚、事件化しており、本犯罪が被害者に重篤な精神的被害を与えていることが解る。

表 1 被害状況

群	事例	年齢	職業等	犯行時間	強姦の場面	関係	加害者	最初の相談	警察へ	備考
									の通報	
	1	18	専門学	20 時頃	アパートに訪ねてきたので、ドアを開けた	1回	自動車学校教官		×	数年の間、誰にも相談でき
1 群			生		ら室内に押し入られた。					なかった。
	2	19	大学生	夜	アパートに訪ねてきたので室内に通した。	1回	同級生	大学教員	×	
	3	21	大学生	午前1時頃	車の運転席から道を尋ねられ運転席に近付	1回	見知らぬ男3人	大学教員	×	妊娠→自然流産
					くと、背後から男二人によって車に押し込					大学留年
					められ輪姦された。					
	4	24	会社員	夜	帰宅途中	1回	見知らぬ男	内科医	0	退職 妊娠
	5	51	主婦	日中	自宅の庭をガーデニングで開放していたの	1回	顔見知り	産婦人科医	0	
					で、自宅に押し入られて。					
	6	30	ホステ	休日の日中	会社に勤めないかと誘われ会社訪問	1回	店の客(社長)	友人	×	
			ス							
	7	27	無職		9歳の頃から日常的に強姦	継続的	実父		×	住民票移動できない
2 群	8	24	無職		幼い頃に親のいない時に	継続的	叔父 (母の弟)	行政の臨床心理	×	結婚の前に家族に打ち明け
								士		た。
	9	13	中学生			継続的	継父	福祉関係者	0	下校時に待ち伏せ
	10	24	会社員		1年以上関係が続く	継続的	会社の客	精神科医	0	自殺未遂で発覚
3 群							50 代後半			
	11	17	高校生		1年以上関係が続く	継続的	通信媒体で知り			自殺未遂で発覚
					過食吐きもどしの症状出現		合った 67 歳男			民事勝訴
	12	21	会社員		1年以上関係が続く	継続的	知人		0	自殺未遂で発覚
					過食吐きもどしの症状出現		50 代前半			民事勝訴
	13	24	作業員		知的障がいの母親も被害に遭っていた。小	継続的	70 歳事業主	児童相談所職員	0	(本人は知的障がい者)
					学 5 年生から 24 歳になるまで。					逮捕 準強姦罪
										懲役3年6ヵ月

日本セーフティープロモーション学会誌 Vol.5 2012

3. 加害者について

性犯罪者の多くが知人であるという報告は多い。今回の取り上げた事例でも10例 (76.9%:10/13) が知人、家族、親族であった。犯人不詳が2例。1例は出会い系サイトを介して知り合い、被害にあった。

4. 警察への通報

犯人逮捕のためには事件直後の警察への110番通報が決め手であるが、自験例では、事件直後に通報した事例は1例もなかった。事件後1カ月から14年経過して、警察に相談した事例は7例(53.8%:7/13)ある。その際に、警察に親が同行した例は2例(16.7%:2/7)、その他5例は民間の支援者の同行によるものであった。警察への通報自体が、いかに被害者にとって大きいハードルであるかが知られよう。

最初の相談者をみると、精神科医、産婦人科医、内科 医、市役所福祉関係職員、児童相談所職員、行政機関の 臨床心理士、大学教官が紹介してきた事例があった。大 学生の被害事例が2例あり、いずれも大学教官に相談し ているが、「警察へ行かないように」と助言されてい た。

単発性の被害ならびに家族・親族が加害者の場合は、 警察への通報事例が少ない。しかし、単発性の被害であっても通報したケースは2例とも、医師(内科医・産婦人科)であった。性被害を通報するという点では、医師の職業倫理が生かされていると言えよう。

なお、家族・親族が加害者の場合は、幼少期から継続的な性的侵害が行われているにも関わらず表面化しにくい。親の離婚後に継父につきまとわれたため公的機関に相談し、通報につながったケースがあったが、親の離婚がなかった場合には、事件化の可能性は少なかったかもしれない。

また、性犯罪による妊娠が判明した2事例であっても、 警察通報がなされたケースとなされなかったケースに分 かれている。1例は自然流産したが、1例は妊娠に気がつ いた時点ですでに23週で中絶不能であった。

5. 司法的制裁

1 例が準強姦罪で逮捕され、懲役3年6ヵ月となった。民事訴訟は2 例で、いずれも被害者が勝訴し、損害賠償額はそれぞれ1,100万円と550万円であった。

Ⅲ 考察

1 犯行の形態と被害の回避の啓発

境原¹⁾ は、性犯罪の判例を8事件の被害者総数65人について分析し、被害を回避するためにはどのような対応や地域の施策が必要であるかについて考察し詳述している。その報告によると、性犯罪の多くは、他人の監視の目という"外的抑止力"がない人通りの少ない路上や、車内、家族が留守中の自宅、一人暮らしの自宅において発生している。そのため、"個人レベル"では、このような場所を避けること。また鍵を開けて自宅に入る時を狙われて、そのまま室内に押し込まれる事例が多いことから、ドアの解錠時に周囲を見回し不審者の有無を確認すること、在室時には玄関や窓の施錠をすることなどを述べている。

さらに、児童への性被害を抑止するためには、地域での防犯パトロールなど"地域レベル"での取り組みが必要不可欠であると述べ、性犯罪被害者の発生を減少させるには、個人の人権を侵害しない範囲で情報を公開し犯行形態を社会に周知させる。これにより性犯罪に対する個人の被害回避能力を向上させること、犯罪をおこしにくい環境の整備など地域対策の推進が必要であるという。

今回取り上げた事例でも、大学生や専門学校生などの一人暮らしの女性が狙われており、夜間、知人の訪問を受け、ドアの鍵を開けたところ室内に押し込まれ被害に遭う事例や、深夜の路上で車から道を尋ねられ、運転席に近づいたところを背後から仲間に襲いかかられ車の中に押し込まれる事例もあった。被害者が事件後直ちに110番通報すれば緊急逮捕が可能であるし、少なくとも、犯行現場にパトカーなどの警察車両が終結することで、その地域における同一犯による犯行の防止につながる。

2. インターネットを介した出会いによる性犯罪

自験例にもあるが、インターネットを介しての性犯罪の増加が危惧される。東京高裁の判決⁵⁾をみると、インターネットのサイト等で対象となる女性を物色し、メールなどで接点を持ち計画的に犯行に及んでいる。被害者をサディズム的な強い行為により心的無力化し、周囲との断絶化、従属意識の醸成を行い、4人の被害女性を次々に性的奴隷としている事件があった。

現在、日本で急速に普及しているフェイスブックは実 名を基本としており、こうした犯行を助長する可能性が 高い。実名、顔写真、生年月日、居住地、職場、学歴、趣味、独身、離婚などの個人情報を掲載し、交友関係やどこの店で食事をしているなどの自分の行動を写真付きで頻繁にアップしている。フェイスブック・フレンズ間の会話から性格なども把握できるし、自室を撮影した写真もある。写っている窓の外の景色から居住地の場所を特定することも可能である。これは性犯罪者に情報提供をしているようなものである。フェイスブック上に個人情報を無防備に掲載することの危険性、性的指向も割り出せることなどがすでに指摘されている⁶。フェイスブックの求める顔写真や居住地などの基本情報を真面目に書かないことも被害を防止することになるだろう。

3. 強姦による妊娠

自験例には強姦による妊娠が2例あった。加害者が避妊しておらず、事件直後であれば、犯人逮捕につながる 重要な証拠が残されていることになる。また、犯行直後 であれば緊急避妊ピルの服用で妊娠を高い確率で回避で きる。

警察は、平成18年より性犯罪者の産婦人科診察費用を 無償化する制度も立ち上げている。それによると、初診 料・処置料(婦人科の初回診察時における一般的な診 察、処置に必要な経費)・緊急避妊料(被害直後に妊娠 を防ぐために行うもの)・診断書料、その他、特に犯罪 立証上必要があり、警察から依頼した診察・検査等につ いては、公費で支出される。また、事件を担当する警察 署の警察官が被害者に付き添い、医療機関に対し、診察 の依頼及び医療経費の一部を警察で負担する手続きにつ いて説明することとなっている。

しかしながら、診察終了後、被害者の自己負担となる 医療経費については、医療機関から被害者に直接請求され、一旦被害者が支払い、警察が負担する医療経費については、後日、口座振込により医療機関へ支出されるという煩瑣な手続きとなる。しかも、医師会単位でも詳細があまり知らされておらず、ましてや被害者本人があらかじめ知ることの難しい情報である。

特筆すべきは、平成24年2月に約1,000人の産婦人科医が所属する神奈川県産科婦人科医会と神奈川県、県警、NP0法人「神奈川被害者支援センター」が協定を結んだというニュースである。我が国で初めて性犯罪被害者の支援に医療機関の団体が加わったものであるが、性犯罪被害が疑われる患者が、同医会の65医療機関に緊急避妊措置や治療に訪れた場合、医師は、警察に被害を届け出る

るよう促したり、同支援センターを紹介したりする。被害者が被害届を出すと、被害者の同意を得た上で、被害にあった状況など、医療機関に伝えた情報が警察や同支援センターに提供されるため、被害者が関係機関でつらい経験を思い出し繰り返し説明しなくて済む。このような連携が、全国の都道府県で展開される必要があろう。

自験例のうち1例は、被害後に体調を崩したため退職し、内科医に通院していた。妊娠に気がついたのは23週であった。我が国では、22週以降の中絶手術は禁止されている。中絶手術は昭和23年までは妊娠8ヵ月まで可能であった。昭和51年に妊娠7ヵ月までと改正され、平成3年に22週未満に短縮された。短縮の理由は、産科学の進歩により未熟児であっても母胎外での生存可能性が生じたためと母体保護のためである。合法的な中絶の時期の設定は、各国の宗教や文化、教育程度に応じて異なっている。

さらに、女性の視点からは「中絶はもう一つのレイプである」とか「中絶の前に性的虐待があった場合、女性は、中絶をその前に行われた自身への暴力の続きに過ぎないと認識する。」という声も聞かれる。バーク・テレサの報告⁷⁾ によると、レイプや近親相姦によって妊娠した約200名の女性を対象に行われた大規模な調査で、性的暴行によって妊娠した子どもを中絶した89%の女性が、中絶したことを後悔していると答えているという。

彼らの多くが、性的暴行よりも中絶によって心に深い傷を受け、それを乗り越えることの難しさを告白している。90%以上の女性が、性的暴行の被害者に中絶を選択しないよう勧め、性的暴行の場合に、中絶が「必ず」女性のためになると答えたのはわずか7%であった。一方、性的暴行の被害者で、妊娠を全うした女性たちは、出産という道を選択したことは正しかったと回顧している。中絶しなかったことを後悔した女性はいなかったという。

「性犯罪の結果は即中絶すべき」と周囲が決めつけるのも、短絡的であろう。本事例の場合、内科医に通院していながら、妊娠に気づかれなかったことの問題性は大きい。本人からすれば、その事件そのものを心理的に否認したいという潜在意識から、あえて身体変調の理由を妊娠の可能性へ結びつけなかったのかもしれない。必要とされるのは、性犯罪被害者が躊躇することなく、事件後速やかに診察を受け、選択肢がなくなる前に、その後の自己決定を速やかに出来るように、サポートする体制をいかに構築するかということではなかろうか。

4. 刑事事件化の課題

自験例では、小学5年生から24歳に至るまで性的虐待を受けていた知的障害者のケースがあった。その途上で何度も被害者は複数の福祉関係者に訴えていたが、関係者は事実を把握していたのにも関わらず、虐待を止める方向には動かなかった。加害者が地域の名士であったことも発覚が遅れた一因となっている。知的障がい者は、法廷での証言の信びょう性が疑問視されるために刑事事件となりにくい側面があるが、最終的には逮捕に至った。この事件は大きく報道され、県議会でも取り上げられた。判決文の中で「本件は、社会福祉関係機関の対応に問題がないとはいえない。有効な打開策を取れなかったことが、被害者に対する虐待の発覚が遅れた原因の一つにもなっている。」と指弾された80。

強姦罪の時効は、わずか6ヵ月であったが、平成13年に法改正が行われ、7年に延長されたことは効果的であると考えられる。自験例の中には、事件から6ヶ月を過ぎており刑事事件化できなかった事例があった。しかしながら、被害を表明できるまでに14年間かかった事例があるように、性犯罪のような極めて心理社会的要素が多い犯罪は、時効までの時間の確保が極めて重要になると考えられる。

強姦罪や強制わいせつ罪は親告罪(刑法180条)と規定されている。親告罪とした理由について、犯罪の性質上、起訴によって事実が公になると被害者の名誉が害され、精神的苦痛等の不利益が増すことが多いという理由によると解されている。しかしながら、強姦致傷罪、強制わいせつ致傷罪は、輪姦と同じく凶悪性が著しく強度で、その訴追を被害者の利益のみによって左右するのは適当でないこと、また被害者が加害者の処罰を望んでいても加害者による報復を恐れて告訴することを躊躇し泣き寝入りになっている場合も多いことから、親告罪から除外されている¹⁾。

つまり、"致傷"の有無で親告罪から除外されているのである。境原¹⁾の報告をみると、8事件の加害者のうち6人がナイフまたは鋏を所持しており、殺すぞと脅している。ナイフがなくとも、男性との体格差と筋力差がある。自験例のうち来訪者にドアをあけた事例では、何が自分におきているかわからなかったという。対応は瞬時の判断を求められる。抵抗しないことも生き残る選択肢の一つであり何ら恥ずべきことではない。幸い、自験例には1例も抵抗し負傷した事例はなかった。

5. 民事事件化の課題

刑事事件として対応できない事例は民事訴訟に向かう。 しかし、多くの人たちは刑事訴訟と民事訴訟の違いを認識していない場合が多いため、過大な期待を民事訴訟に抱き、判決後に失望する場合がある。さらに、民事訴訟では、原告に立証責任があり、証拠の収集、陳述書の作成、準備書面の作成などに多大な労力と時間、そして、多額の訴訟経費を要する⁹⁾。この点が刑事訴訟とはまったく異なる。証拠の収集、陳述書の作成、準備書面の作成などの作業の途上に被害状況のフラッシュバックやセカンド・レイプといわれる副次的な精神的打撃を受ける可能性があるこことを、支援者は肝に銘じておく必要がある。

自験例ではそうした苦労にも関わらず、判決で多額の 賠償金の支払いを命じられても、実際の賠償金の支払い に応じなかった。資産がなく、支払い能力がなければ、 差し押さえもできない。結果として、判決に従わなくて も、なんら責任を問われることはない現実がある。民事 訴訟には、このような現実があることを理解し、少なく とも賠償金を支払う資産の有無の確認を行ったうえで着 手する必要があると思われる。また、たとえ勝訴して も、謝罪の言葉など一切ないことも銘記しておかないと 勝訴後の失望感は大きい。刑事事件化や民事事件化によ るいわゆる司法的制裁が、性犯罪被害の癒しや被害者の 回復に必ずしも直結しないことを、支援者としては理解 しておかなければならい。

6. 心理的拘束

自験例では、1年以上も関係が継続していた事件が7例 (58.3%) あった。家庭内の性暴力の3事例と知的障がい者の1事例を除いた3例の女性の場合、自力では加害者と別れることはできず、3例とも自殺未遂がきっかけで偶然発覚したものである。これら3例の状況をみると、加害者は50代2人、60代1人と高齢であり、被害者が事件を告発できないようにする心理的拘束の手口には共通したものがある。

- (1) 前段階として、当初は何ら性的なことはせず安心させ、食事に誘い、それとなく金品をプレゼントし、 "落ち度を植え付ける"。その後強姦し、被害者に「お前にも悪いところがある」と自責の念をもたせる。
- (2) 周囲との断絶化:次に、警察と親から"孤立"させていく。警察に行っても無駄だ、売春したと思われるぞ、世間や親が知ったらどう思うかな、と言い、二度

目、三度目の関係を持つ。友人とは別れればすむ。学校は退学すればいい。だが、親や兄弟に知られると生涯消すことができない。親や兄弟にも迷惑がかかる。自分だけが我慢していればいいのだ。自分だけが我慢しておけば、そのうち男との関係は切れるという気持ちも動く。「この男の機嫌を損ねると何をしでかすかわからない。言われるままにしていればいいんです。」という言葉を二人の女性から聞いた。こうなると、後は因果の流れとなり長期化していく。

(3) 心的無力化と従属化: さらに、屈辱的な性行為を強要され、こんなことをされても抵抗できない弱い自分。性欲のはけ口の物として扱われ、人間としての尊厳や、自尊心を打ち砕かれる。自力では抵抗しても無駄だと思わせ、無力化していく。日常生活を毎日報告させられ、何をするにも決定権は男にあるような従属関係、従属意識が醸成されていく。ある女性は 4時間ごとに電話で加害者に行動を報告させられていた。やがて、こんな毎日を続けるよりも死んだ方がましだという気持ちに追い詰められていく。

印刷会社に真面目に勤務していながら5人を強姦した事件で、強姦罪と恐喝罪を問われ懲役13年の刑に服している性犯罪加害者が、その手記で「私が本当に求めていたことは、強姦という性行為ではなく、強姦後に作る「被害者たちとの関係性」でした。他者を嘘と演出で意のままに操ることで、自分の優位性や切れない関係を維持しようとし、そのことで半ば無自覚的に自尊心を満たしていたのです」と述べている¹⁰⁾。強姦した後に関係を続けていたのである。わいせつ電話等の被害を加えると、実際の被害者は300人を超えるという。

境原¹⁾ も、判例から読み解くのは不可能であるが、と前置きしているが、性犯罪の動機について、いずれの事例においても。加害者は性行為をしたいあるいは他者を支配したい等の強い欲求があるものと推測されると述べている。

強姦という行為の後に、その後も関係を拒むことができず、年余に及んで関係を継続している事例は多いと推察される。刑法177条前段の強姦罪は「暴行または脅迫を用いて」と規定している。だが、現実には、巧妙で狡猾な手口で被害女性を心理的に拘束し性的奴隷と化している"強姦の一態様"ともいえる事例が多数存在している。彼女たちは落ち度に付け込まれて、このような事件に巻き込まれているが、ある事件の判決文の中で、裁判官は「女性にも落ち度はあるが、ここまでひどい目にあ

わされる言われはない。」と断じている。

7. 家庭内の性暴力

以前、DVと児童虐待は別個のものではなく、同じ家庭の中に同時に存在しており、DVは子どもたちへの悪影響も大きいことを報告した¹¹⁾。さらに、DV家庭で育った子どもたちの中に小学校への登校拒否や、母親への暴力、引きこもり、アルコール依存など、その後の人生に悪い影響を与えられていること、そして、継父からの性虐待が2例あったことなどを報告した¹²⁾。

DV被害者を支援する全国シェルターネットワークは、 平成21年12月に岡山市で、DV家庭における性暴力及び性 虐待被害者の支援者養成研修会を開催し、DV家庭で実父 による性的虐待が頻発していると警鐘を鳴らした。実態 はいまだ明らかではないが、児童養護施設に入所してい る子どもたちの中に性的虐待を受けていた子どもは稀で はないことから推察すると実数は多い可能性がある。

自験例では3例の家庭内の性暴力があった。2例は小学校低学年で実父から被害を受けていた。成長して家を出ても、父親に居住地を知られることを恐れて住民票を移せないために、就労に支障がでていた。現行法でも、こうした事例への対応は可能というが、親権者である父親を小学生や中学生が公訴することができるのだろうか、という疑問が残る。

V. 結語

強姦罪の成立は「暴行または脅迫を用いて」と規定されているが、現実には巧妙に女性を心理的に拘束していく"強姦の一態様"が存在している。家庭内の児童に対する性的虐待も現行法での対応は難しい。これらの被害者をどのように救済していくかは、今後さらにきめ細かく検討すべきと考えられる。

謝辞

本稿をまとめるに際して、多くのご助言を下さいました山口大学大学院医学系研究科保健学系学域山根俊恵教授、山口県立大学社会福祉学部加登田恵子教授に深謝致 します。

参考文献

- 1) 境原三津夫. 性犯罪 -判例にみる犯行形態と被害回 避のための示唆-. 群馬社会福祉論叢、2010;3:83-102.
- 2) 小林美佳. 性犯罪とたたかうということ. 東京: 朝日 新聞出版、2010.
- 3) 内閣府. 男女間における暴力に関する調査. at: http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/ chousagaiyou2103.pdf. Accessed February 25th, 2012.
- 4) 高松里. 見えないものをみる性暴力サバイバーと共に 歩む人たちのためのガイドブック 第1部心理編. 福岡:昭和堂印刷福岡支店、1999; 序.
- 5) 東京高裁判決 平成22年9月24日判決 事件番号平成 19年(う)第2636号.
- 6) ダニエル・ライオンズ. フェイスブックの落とし穴. ニューズウィーク日本版2012年2月22日号. 東京: 阪急コミュニケーションズ、2012; 27 (7):25-36.
- 7) バーク・テレサ. 性的虐待と中絶. at: http://japan-lifeissues.net/writers/bur/ bur_02chapt12sexabuse-ja.html

Accessed March 5th, 2012.

- 8) 中国新聞記事. 障害者暴行実刑判決 県の監督責任浮き彫り 職親への対応に不備. 2002年10月3日.
- 9) 辻龍雄. 見えないものを見る 奮戦記 (訴訟編). at: http://www.tsuji-shika.jp/salook/aindex.html Accessed February 25th, 2012.
- 10) 樹月カイン. 性犯罪者獄中からの手紙「私は再犯してしまう」. 文芸春秋. 東京:文芸春秋社、2011 (12) ;308-312.
- 11) 辻龍雄、加登田恵子. 民間シェルターの活動からみるドメスティックバイオレンスの被害者とその子どもたちの支援における課題. 日本セーフティプロモーション学会誌、2010; 3 (1):67-72.
- 12) 辻龍雄、加登田恵子. 民間シェルターの活動からみるドメスティックバイオレンスの被害者とその子どもたちの支援における課題 (第二報) ~DV家庭の子どもたち~. 日本セーフティプロモーション学会誌、2011; 4 (1):50-53.